

瀬戸内海環境保全基本計画の変更について

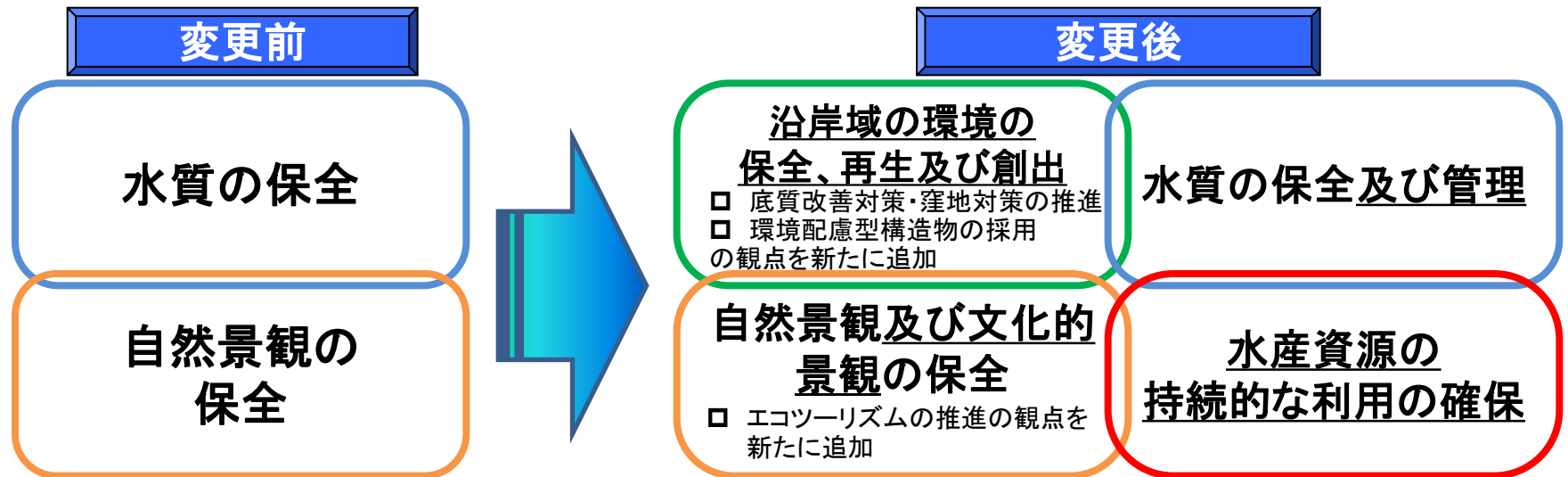
- 平成25年4月に、環境大臣から中央環境審議会会長に対する「瀬戸内海環境保全基本計画の変更について」の諮問が行われ、同年7月から水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会において調査・審議を進め、パブリックコメントを経て、平成26年10月の第7回小委員会において変更案をとりまとめた。
- 平成27年2月20日には、中央環境審議会会長から環境大臣に対して「瀬戸内海環境保全基本計画の変更について」の答申がなされ、同月27日に、瀬戸内海環境保全基本計画の変更の閣議決定がなされた。

閣議決定までの経緯

平成25年 4月	中央環境審議会に諮問(瀬戸内海環境保全基本計画の変更について) 水環境部会に瀬戸内海環境保全小委員会設置
7月	第1回 瀬戸内海環境保全小委員会(検討の進め方等)
8月	第2回 瀬戸内海環境保全小委員会(関係省庁施策点検、ヒアリング)
11月	第3回 瀬戸内海環境保全小委員会(関係府県施策点検、ヒアリング)
12月	第4回 瀬戸内海環境保全小委員会(基本計画の変更案(骨子)の検討)
平成26年 2月	第5回 瀬戸内海環境保全小委員会(基本計画の変更案(素案)の検討)
3月	第6回 瀬戸内海環境保全小委員会(基本計画の変更案の検討)
7月	パブリックコメントの実施
10月	第7回 瀬戸内海環境保全小委員会(基本計画の変更案とりまとめ)
平成27年 2月20日	中央環境審議会答申(瀬戸内海環境保全基本計画の変更について)
2月27日	閣議決定(瀬戸内海環境保全基本計画の変更について)

「瀬戸内海環境保全基本計画」 変更のポイント

- 『豊かな瀬戸内海』という考え方を踏まえ、生物多様性の観点から、藻場・干潟等の保全を含んだ「沿岸域の環境の保全、再生及び創出」を新たに目標立てし、今後の施策の方向性を明確化
- 水質保全に関して、水質汚濁防止のための保全に加え、地域性や季節性に合った水質の管理が重要であるため、水質保全の目標に「管理」の観点を追加
- 生物多様性の観点からも、水産資源が、生態系の構成要素であり限りあるものであるため、「水産資源の持続的な利用の確保」を新たに目標立てし、今後の施策の方向性を明確化
- 現計画も含めこれまでの計画において、期間を設けておらず進捗管理の規定がなかったため、計画の期間を設け、施策の進捗状況について点検を行うことを明確化



⇒湾・灘ごとや季節ごとの課題に対応し、多面的価値・機能が最大限に発揮された『豊かな瀬戸内海』を目指す